

福井原発訴訟を支える会ニュース

2012年11月30日
発行 支える会
連絡先 滋賀県労連
TEL 077-521-2536

「支える会」総会を開催

支える会は11月22日、大津市内で第2回総会を開催しました。

総会では、辻義則原告団長が開会あいさつを兼ねた経過報告を行ったあと、福田章典会長が「原発ゼロをめざして・・・なぜ原発を止めなければならないか」と題して講演、井戸謙一弁護士団長から「裁判の現状と到達点」について報告がありました。以下、総会の内容をお知らせします。



辻原告団長の経過報告をかねた開会あいさつ

歯がゆい裁判所の対応

昨年11月8日に結成総会を開催してから1年が経過しました。

昨年の8月2日、関西電力株式会社を相手どって大津地裁に対し、当時定期検査で運転停止中であった7つの原子炉について、再稼働禁止を求める仮処分を申立て、次いで11月、大津地裁に対し、日本原子力発電株式会社を相手取り、当時定期検査で運転停止中であった敦賀1号機、2号機について、再稼働禁止を求める仮処分を申し立てました。その後、大飯原発3、4号機の再稼働が政治日程に上ってきた平成24年3月、裁判所の早期の判断を求めため、大阪地裁に対し、国を相手取り、大飯3、4号機の定期検査終了証交付の差止めを求める行政訴訟を提起し、同時に、定期検査終了証交付の仮の差止めの申立てをしました。

早期の決定を求めてきましたが、大飯の検査終了証交付の仮の差止めの申立てについては、今年4月27日に「行政処分にあたらぬ」という入り口段階で本論に入ることなく却下されました。

また、11月19日には、関電訴訟について大津地裁で審尋が行われましたが、裁判長からは「国の委員会が行っている活断層かどうかの調査結果を待ったらどうか」という発言がありました。我々は、国に対して判断を求めているのではなく、裁判所の判断を求めているのです。また、原発の再稼働停止の理由も、活断層だけとしているのではなく、津波や老朽化さらには深層崩壊等々様々な危険性を指摘しているのです。国の調査結果がでるまで待つというのなら、それまでの間は裁判所が停止命令をだすべきです。

支える会ホームページ（<http://www.nonukesshiga.jp/>）開設しました

10月29日にはホームページを立ち上げました。ここでは、すべての準備書面を書庫にいられてありアクセスできるようになっています。また、ツイッターやフェイスブックにもリンクし、様々な人と交流できるようにしてあるので積極的なアクセスをお願いします。

原発ゼロをめざして

今回で30数回目の講演回数を数える福田章典会長の講演概要は以下のとおりです。なお、メニューは30分、1時間、2時間等多様ですが、今回は時間の制約で30分コースとなりました。

1. 福島で何が起きたか

原子炉は冷やし続けなければならないが、福島第一原発は、冷却ができなくなり、1～3号炉で核燃料が溶け、1、3号炉で水素爆発、4号炉は原子炉に核燃料は入っていなかったが、約1300tの使用済み核燃料の保管されたプールが崩壊寸前の状態となりました。

これにより広島型原発約170発分の大量の放射能が放出されたこととなります。

ちなみに、福島第一原発1号炉で溶けた核燃料の重量は100tでした。

2. 放射能はなぜ危ないか？

放射線はどんなに少ない量でも少ないなりに影響があり、これ以下なら影響がないという値はありません。このことは原発推進者が多い国際放射線防護委員会 ICRP でさえ言わざるを得ません。

放射線は遺伝子を壊すので細胞分裂の活発な細胞ほど影響が大きいのです。このことは、図1に示すとおり成長期の子どもは影響が大きいことを意味し、胎児の場合はさらに影響が大きいです。また、卵子は母親の胎内にいるときに完成するので、母親が被爆すると、胎児だけでなく孫にまで影響がでることになります。

3. 内部被爆はもっと危ない

外部被爆とは体の外から放射線を浴びることであり、内部被爆は体の中に入った放射性物質から放射線を浴びることです。このうち内部被爆は、細胞の近くから集中的に放射線を浴びることになるので少量でもあぶない。また、アルファ線やベータ線はごくわずかな距離しか飛ばないが、とても強い影響があるので、外部被爆ではほとんど問題にならないが、内部被爆ではとても大きな影響があります。ホールボディカウンターにより内部被爆の測定が行われているが、ガンマ線しか測定していません。たとえば、ストロンチウムはベータ線をだしているが、ホールボディカウンターでは想定されていません。

ヒロシマ・ナガサキ以降、内部被爆の影響は、隠され続けてきました。これは、原爆の非人道性を隠し、被爆者への補償をしたくないためです。

4. 放射性物質はとてもやっかい

放射線、放射性物質は見えない、におわない、感じない。また、煮ても焼いてもたたくても減らないので自然に減るのを待つしかありません。「除染」しても放射性物質が無くなるわけでは

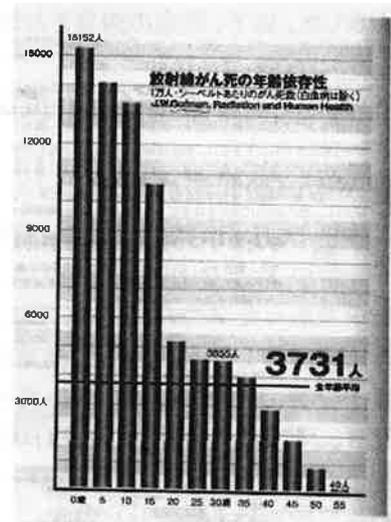


図1 放射線がん死の年齢依存性

なく、どこかに移すだけです。

原子炉ではたくさんの種類の大量の放射性物質が生じます。図2に示すとおりこれらは数千年、数万年の管理が必要です。これまでの原発の稼働によって日本国内には、広島原発 90 万発分の放射性物質 (=死の灰) がたまっている。原発の貯蔵能力には限界があり、もうすぐいっぱいになります。

5. 原発がないと困るのか？

原発がなくても火力、水力発電で足りります。現に、関西電力は大飯原発を再稼働させて火力発電 8 基止めているのです。電気が足らなくなるとしても、最も暑い数日の昼前後の数時間だけであるので乗り越えられないはずはありません。そして、今年を実際足りてしまったのです。

石油が無くなるから原子力というのも全くの誤りです。実はウランの方が石油より等より少ないのです。電力会社は後 100 年と言っているが、学者の意見では後 60 年とされています。

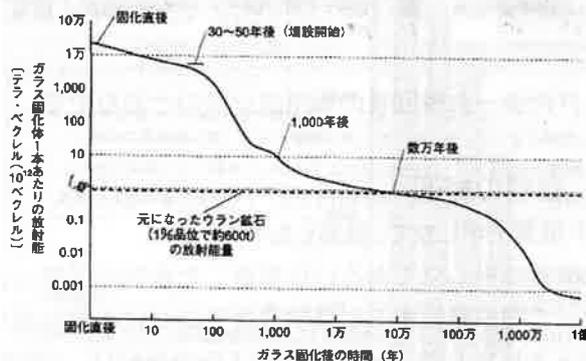
6. 未来の子供たちのために、未来の地球のために

22 世紀の人たちから見れば、20、21 世紀の人類は、快適な生活をするために、ウランという貴重な資源を使い果たし、処理不能な大量の放射性廃棄物を残したとんでもない人達ということになります。

被爆するのは人類だけでなくあらゆる生物です。人類が滅亡したとしても放射性物質は残り続けます。これ以上、未来の地球を汚さないために、1 秒でも早く、地球上のすべての原発を止めるべきです。

図2
図4

高レベル放射性廃棄物のガラス固化体の放射能の経時変化



Bq (ベクレル) : 放射能の強度を示す単位

(核燃料サイクル開発機構, 1999e をもとに制作)

図2 放射能の経時変化

●たまりつづける使用済み燃料棒地図

ウラン換算トン、() 内はあと何年で満杯になるか。
使用済み燃料棒は数年間冷やされたあと、再処理工場(六ヶ所村や海外)へ送られる。

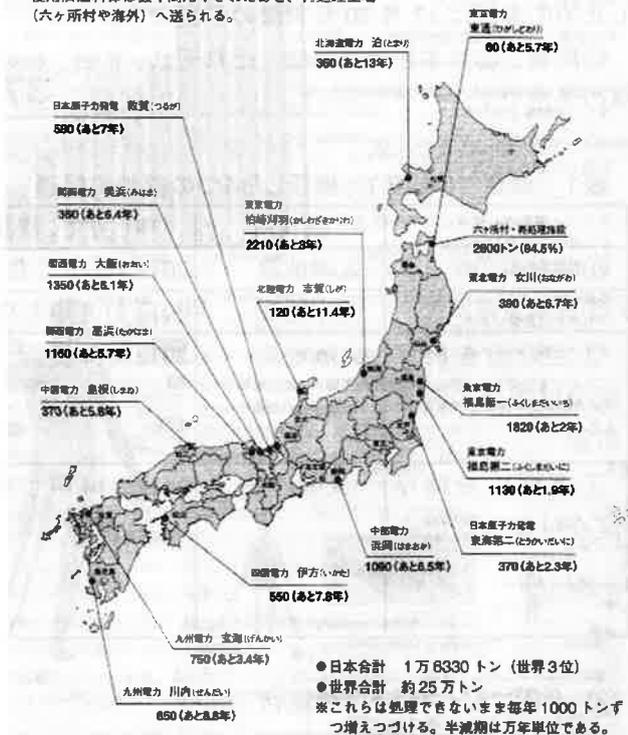


図3 たまりつづける使用済み燃料棒

※福田会長は、時間の都合がつけば、無料でどこへでも話に行くとおっしゃっています。
連絡先Tel 077-592-8003

裁判の現状と到達点

井戸謙一弁護士団長の報告は以下のとおりです。

1. 裁判の経過

(1) 滋賀で申し立て、提訴した4つの裁判

滋賀で申し立てあるいは提訴した裁判の概要は表1のとおりです。④の大飯原発の再稼働にあたって国が発行する定期検査終了証交付の仮の差し止めの申し立ては、最高裁までいきましたが却下されました。定期検査終了証の交付は、「行政処分」でないというのがその理由です。つまり裁判所は、定期検査終了証の交付がなくとも、関西電力は再稼働できる（当初は、調整運転として再稼働することになります。）から、定期検査終了証の交付は、関西電力の権利義務に何らの影響を与えないと判断したのです。しかし、裁判所の考え方に従えば、関西電力は、経産大臣の「技術基準に適合している」という判断がなくとも原発の運転を続けてよいことになってしまいます。まるで、無車検の車の運転を認めるようなものです。③の定期検査終了証交付の仮の差し止めの本訴は12月20日判決の予定です。

①関電、②日本原電訴訟は、それぞれ、8回、6回の審尋が行われ、次は来年の1月30日に審尋の予定です。

表1 滋賀で申し立て、提訴した4つの裁判の経過

裁判名	裁判所	申し立て、提訴	経過	予定
①関電訴訟	大津地裁	2011.8.2 申し立て	審尋8回	1月30日審尋
②日本原電訴訟	大津地裁	2011.11.8 申し立て	審尋6回	同上
③定期検査終了証交付差し止め請求訴訟	大阪地裁	2012.3.14 提訴	口頭弁論4回	12月20日判決予定
④定期検査終了証交付仮の差し止め	大阪地裁	2012.3.14 申し立て	4月27日申し立て却下、7月3日抗告却下、11月19日許可抗告却下	—

1月30日の裁判の時間はp.9に

(2) 全国で起っている原発裁判

現在、全国では15箇所の原発や再処理施設に対して運転差し止め等の裁判が行われている他、女川原発に対する裁判が準備中です。若狭湾の原発に対しても、滋賀で起こした裁判の他、大飯原発に対して大阪で再稼働禁止、運転停止命令を求めた二件の裁判の他、11月29日には大飯の運転停止を京都地裁に、11月30日には、やはり大飯の停止を求めて福井で提訴が行われる予定です。このうち京都の裁判は1000人の原告で、私も弁護士団に加わることになっています。

2. 大飯原発の被害予想

原子力規制委員会から、間違いを訂正しながら原発事故シミュレーションの結果が発表されま

した。それは、各原発において、福島第一原発と同程度の事故時に拡散距離が最も遠隔となる方位（16方位区分）において、実効線量が線量基準（避難が必要な線量=1週間で100ミリシーベルト）に達する確率が気象指針（原子力安全委員会決定（昭和57年1月））に示された97%に達する距離を試算したものです。大飯原発の場合は陸側への最大距離は32.2kmとなっています。この一週間に100ミリシーベルトという値は、一時間当たり直すと595マイクロシーベルトとなります。一方、全村避難となった飯館村のデータは3月15日で毎時200マイクロシーベルト（推定）、4月4日で毎時20マイクロシーベルトでした。この飯館村のデータから判断すると100km以内は人が住めない状態になり滋賀県は全域が避難区域となります。

3. 若狭原発の恐ろしさ

若狭の原発はいくつもの危険要因が重なっています。

第一は原発の集中立地です。敦賀原発から高浜原発まで約50km、その間にもんじゅを入れて14基の原発が立地しています。

第二は、地震、津波、老朽化により、原発が壊れる恐れがあることです。

第三は、避難と救援が困難な地点にあることです。

第四は、オフサイトセンターが機能しないことです。原発からの距離は、高浜7km、大飯8km、美浜9km、敦賀14kmであり、代替センターはお互いに使い回しとなります。

4. 地震によって過酷事故が起こるおそれについて

(1) 近畿トライアングル

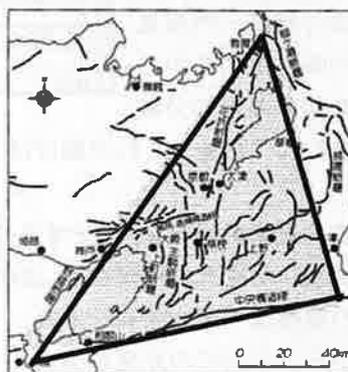
若狭湾沿岸は、近畿トライアングルとされる活断層帯を結ぶとできる三角形の頂点の一つとなっており、活断層の巣と呼ばれているほどです。活断層をねらって原発立地がされていると言っても過言ではありません。

トライアングルとは、図1に示すとおり若狭湾を頂点として比良山地から六甲山地・淡路島ま

近畿トライアングル

近畿トライアングルというのは大阪市立大学名誉教授の藤田和夫先生が提唱された考えです。敦賀湾を頂点とし、比良山地から六甲山地・淡路島にかけてが北東-南西の、養老山地が北西-南東の境界で、中央構造線を底辺とする地域です。このトライアングルの地域は、まとまりのある地形区であるだけでなく、第四紀における一つの地質構造区であるという特徴があります。

東-西方向と南-北方向の二つの構造が複合し、近畿トライアングルの地質構造ができあがっています。そのため、活断層の分布をみても、この両者の方向性が認められます。有馬-高槻構造線、五助橋断層に代表されるのが東-西方向の活断層です。南-北方向の活断層としては、上町断層や生駒断層があります。



向の活断層です。南-北方向の活断層としては、上町断層や生駒断層があります。

図1 近畿トライアングル



図2 若狭湾の活断層

ですが一つの辺で、養老山地までが北西から南東の辺、中央構造線が三角形の底辺となり、その内側では縦横に断層が走っています。断層の規模が大きいうえに連動の可能性も指摘されています。

(2)若狭湾の活断層帯は大きな地震を引き起こす

表2は、若狭湾の活断層帯の規模（長さ）を電力会社が認めた長さとともに指摘された問題点を示しています。

地震の規模は断層の動く距離と関係があり、20 kmでは、マグニチュード7の地震を引き起こし、80kmではマグニチュード8となります。表2の浦底～内池見（又は池河内）の断層は和布から柳ヶ瀬に続く100 kmの断層の分岐断層であるとも言われており、これが動けばマグニチュード8.3の大規模地震となります。

表2 断層の長さ

断層名	電力会社が認める長さ (km)	指摘されている問題点
和布～千飯崎沖, 甲楽城, 柳ヶ瀬	60	関ヶ原までの連動(100km)
浦底～内池見(又は池河内)	25	35キロ, あるいは100キロ
敦賀	23	
白木～丹生	20	
野坂～B～大陸棚	18	
三方	49	
FO-A, FO-B	27	花折との連動
熊川	35	3連動(60km)
上林川	22.9	
	29.7	

(3)地震対策は既往の最大の地震を前提とするべき

日本の原発が経験した最大の地震動は、2007年7月の柏崎刈羽原発が記録した1699ガルです。このときの地震の規模はマグニチュード6.8でしたが、直下型ではこのように大きな揺れになるのです。ですから、すべての原発が少なくとも1699ガルを基準地震動とすべきですが、若狭湾の原発の基準地震動は、700～800ガルにすぎません。

こうした住民側の主張に対して、電力会社は、敷地周辺での地震発生様式、敷地地盤の特性、周辺海底地形等の違いを無視して他地点における過去の最大地震を前提とすることは適切でないとして主張しています。

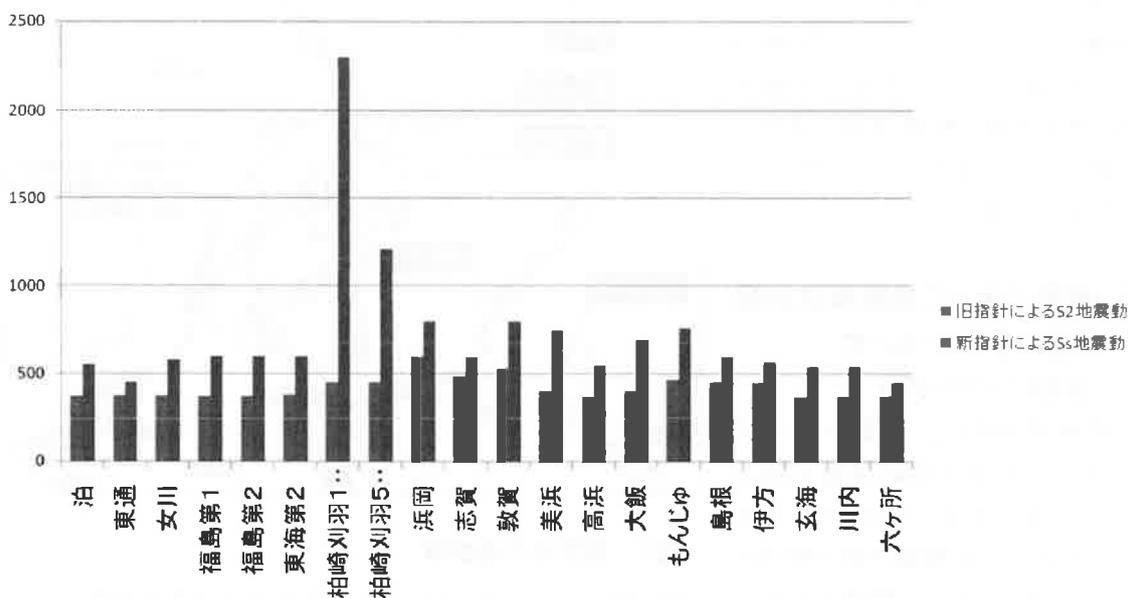
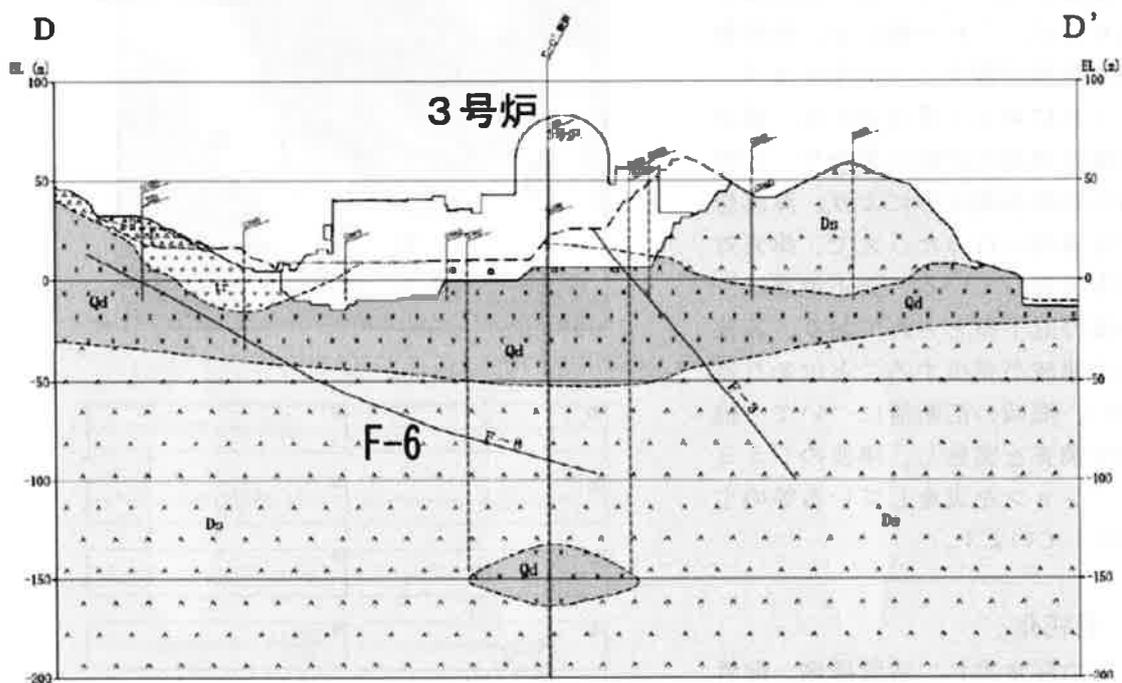


図3 各原発の新旧指針の設計地震動

(4) 見直し設計基準が施設の構造強化につながっていない

原発の耐震設計の基本となる基準地震動は、この間の中越沖地震等を踏まえて見直しが行われています。図3は各原発について設計地震動の新旧基準を比較したものです。柏崎刈羽の場合は、前述の1699ガルという観測値を反映して旧の基準地震動約400ガルが約2300ガルへ見直しが行われ、若狭湾の原発についても約350～530ガルを550～800ガルへ見直しが行われています。しかし、若狭湾では、設計の余裕の範囲内に入るとして補強工事は行われていません。どういうことかという、基準地震動から直接計算される構造物が求められる強度は、基準地震動が大きくなれば、当然大きくなりますが、新基準で直接計算される構造物の強度は、旧基準で計算された構造物の強度に安全率を乗じた値以内に入っているから構造強化は必要ないというのです。結果として、施設の安全率は低下していると言わざるを得ないし、安全率とはなんのためのものかが問われなければなりません。

また、ストレスチェックの結果、大飯原発では1260ガルまでの地震に耐えるという結果となっています。これも安全余裕の範囲内という被告の主張です。安全率は様々な不確実な要素、たとえば腐食等材料の劣化、老朽化、加工上の精度、材料の品質、想定外の地震動等があっても耐えるようにするものであり、この不確実な要素のために食い込んではない部分に食い込んだ安全性の主張は問題があります。



出典:2012年5月8日 第72回福井県原子力安全専門委員会 資料No.1-2より

図4 大飯原発直下の破砕帯

(5) 原発直下に走る活断層であるおそれ強い破砕帯

図4は、大飯原発直下を走る破砕帯を示したのですが、これらが活断層である可能性が調査されているところですが、調査の結果が明確になるまでは少なくとも原発の運転は中止すべきです。

5. 津波被害のおそれについて

若狭湾の原発の津波の想定高さは1～2mにすぎません。日本海にはプレート境界がないから太平洋側のような大津波は想定する必要はないのでしょうか。

これに対しては、若狭湾沿岸では大津波の伝承が多数残されています。たとえば、図5に示す京都府宮津市内の波よけ地蔵は、津波が押し寄せた最高地点に建立されたとされており、その標高は35mです。また、1586年の天正大地震の際に若狭湾に津波が押し寄せ、多くの被害を出したことをポルトガルから来た宣教師ルイス・フロイスが「フロイス日本史」に、吉田兼見が「兼見脚記」に記録しています。

また、図6に示すとおり日本海の海域には、いくつもの活断層があります。これが動くと、原発敷地を津波が襲うことになります。

これに対して電力会社は、過去の被害津波の記録の調査や、活断層の綿密な調査等により、津波想定を適切に行ったうえで、津波対策を実施している。天正地震は、陸域の直下型とされており、若狭湾で津波が発生することはない。海域の活断層についても綿密な調査を実施し、津波のシミュレーションを実施している等の主張をしています。



図5 波よけ地蔵とその設置場所

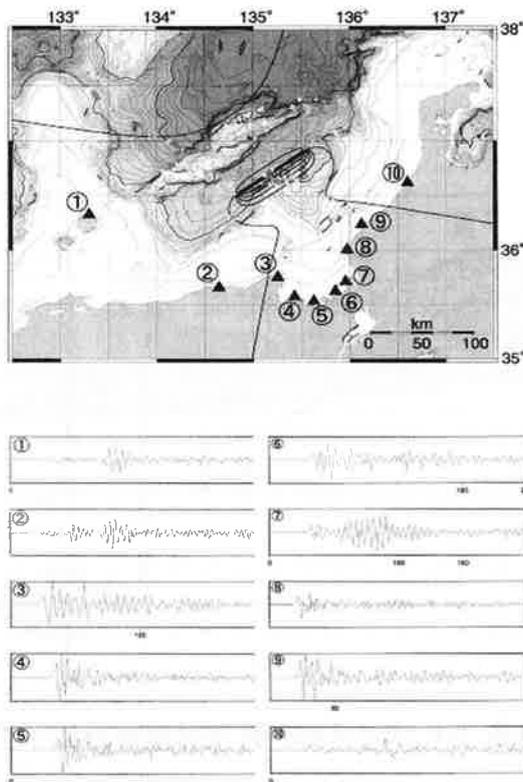


図6 日本海の活断層と震源ごとの地震記録

6. 老朽化

応力腐食割れ、疲労破壊、配管の減肉等は、年数が経過するに従い危険性が増大します。とくに、とりかえることができない原子炉圧力容器が中性子の照射によってもろくなる問題は深刻です。つまり

中性子の照射の累積によって、破壊温度がだんだん高くなり、緊急炉心冷却装置（ECCS）が稼働して、圧力容器が冷やされると圧力容器が破壊される恐れがあります。すでに高浜1号機の

脆性遷移温度は95℃に達している。

これに対して電力会社は、監視試験片は原子炉容器よりも炉心に近い位置に配置しており原子炉容器より中性子の照射量が多いため脆性遷移温度も高くなると主張しています。しかし、技術基準では、試験片は容器と同じ条件とすることが定められており、電力会社の主張は技術基準違反ということにもなります。

おわりに

以上の申し立て等について裁判所がどのように認めるか、その決定は、3.11後、果たして裁判所が変わったのか、変わりうるのかを占う重大なものになるでしょう。

新年度会費2000円のご協力を

○会費の振込み先

①滋賀銀行

滋賀銀行 大津駅前支店 普通口座 632913

福井原発訴訟を支える会 会計 今村真理子 (フクイゲンパ ツシヨウササエカイカケイイマムマリコ)

②ゆうちょ銀行

【ゆうちょ銀行から振込の場合】

ゆうちょ銀行

記号番号 14690-5345461

福井原発訴訟を支える会 (フクイゲンパ ツシヨウササエカイ)

【他金融機関から振込の場合】

ゆうちょ銀行

店名・店番 四六八 (よんろ くはち)・468

普通預金 0534546

福井原発訴訟を支える会

(フクイゲンパ ツシヨウササエカイ)

裁判の予定(大津地裁)

1月30日 関電は2時から

原電は3時からです。

※参加される方は吉原事務所へ事前にご連絡ください。

Tel 077-510-5262

